

相談支援事業

サービス利用支援、継続サービス利用支援、基本相談支援等を行い、ご利用者様やご家族の意向に沿ったサービス計画を作成します。

事業内容

①サービス利用支援

- ・ 障害福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画案を作成。
- ・ 障害福祉サービスの支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成。

②継続サービス利用支援

- ・ 厚生労働省の定める期間ごとに、サービス等利用状況の検証を行い、計画の見直しを行なう(=モニタリング)
- ・ サービス事業者等との連絡調整、障害福祉サービスの変更・更新に係る申請の勧奨。

③基本相談支援

- ・ 障害者等、障害児の保護者、介護を行なう者からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行なう。